

2012年2月22日

民主党障がい者WT取りまとめに向けての緊急要望

岡部耕典 Kosuke Okabe, Ph. D.
早稲田大学 Waseda University
文化構想学部 現代人間論系
162-8644 東京都新宿区戸山 1-24-1
Tel. 03-5286-2969 (直) 3239 (内)
k_okabe@waseda.jp
http://www.f.waseda.jp/k_okabe/

総合福祉部会委員の岡部耕典です。

民主党障がい者ワーキングチームにおいて提出された2月17日付『「厚生労働省案への意見と質問」についての厚生労働省の基本的考え方』を拝見しました。民主党障がい者WT取りまとめに向けて、「C. 支援体系」の「常時介護を要する者に対する支援」について、以下のように緊急要望いたします。

1. 本則改正において、「重度訪問介護」の対象者規定の「重度の肢体不自由者であって」に、「重度の肢体不自由者等であって」と「等」の1字を付けくわえてください。
2. 上記本則改正の実施は、「共同生活介護（ケアホーム）と共同生活援助（グループホーム）の一元化」と同じく、平成26年4月1日としてください。

上記の要望を行う理由

- ① 私の息子のような、グループホーム／ケアホームでは地域移行できない重度の自閉症／知的障害当事者が存在します。新法が「障害者の自立生活支援の充実」「地域生活を支援するためのサービス体系の充実」（新法要旨）を謳う以上、「常時介護を要する者」に対する「重度訪問介護の対象拡大」は必須条件です。
- ② パーソナルアシスタンス制度の「段階的・計画的」な実施についても、本則において重度訪問介護が肢体不自由者に完全に限定されているのではそもそも技術的に不可能です。新法の看板に偽りがないならば、「常時介護を要する者」の範囲は本則ではなく、厚生労働省令によって規定するべきです。
- ③ 現在長時間の見守り支援をうけて自立生活を送っている重度知的障害者はごく少数であり、支援体制の制約等もあって急激な拡大は見込めないことから、財政上の制約により実施を伸ばす合理的な理由はありません。

以上